

はじめに

近年、我が国の農業生産構造に目を向けると、農業従事者の減少、高齢化の進行、耕作放棄地の増加など、農業構造のぜい弱化が進行しています。

平成18年度にカロリーベースで39%となった食料自給率については、17年3月に、国民的な議論の結果、閣議決定された食料・農業・農村基本計画において、基本的には5割以上を目指しつつ当面は27年度45%の目標を設定しました。東北地域は、我が国の食料供給基地として重要な役割を担っており、農業産出額のうち米の占める割合は39%と高く、米に依存した生産構造となっており、今後、構造転換が必要となっています。

戦後農政の大転換とも言える「品目横断的経営安定対策」が19年度から始まりました。これは、水田農業において、麦、大豆など米以外の農畜産物の生産拡大を図る構造改革を進め、経営感覚を持った担い手への脱皮を目指すものがあります。

さらに、19年5月には農山漁村への定住及び都市との地域間交流の促進を目的とする農山漁村活性化法が制定され、食料生産を担う農山漁村の活性化に取り組むこととしています。

このような動きを踏まえ、「東北の食料・農業・農村情勢報告」第2部の「特集」では、水田農業における担い手の育成と確保の現状について取りまとめました。また、第1部では東北食料・農業・農村の動向として、東北地域の農業生産、農地、農業経営など現状のデータに基づいて整理しました。

本報告が、東北地域の食料・農業・農村の現状と課題について、御理解頂く一助となれば幸いです。

最後に、本報告の取りまとめにあたり、御協力頂いた方々に厚く感謝申し上げます。

平成20年3月

東北農政局長 宮坂 亘